

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 開催日時

令和3年8月12日（木）午後1時30分開議

### 開催場所

第1委員会室

### 会議に付した案件

- 1 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和4年度）

《通称「青本」》について

- 2 行政区再編協議

- (1) たたき台6案の比較検討（主要組織の方針とデジタルの活用）について
- (2) たたき台6案の比較検討（地域づくり）について

14:02

### 行政区再編協議

#### ◎結論

前回、大枠で認定した「②主要組織の方針とデジタルの活用」について、当局からの追加資料に基づき、幾つかの項目の詳細な内容を確認しました。

また、認定項目「④地域づくり」については、各委員からの質問事項に対し、区自治会連合会・青少年健全育成会・過疎化等の項目ごとに当局からの提案に対する協議を図り、大枠で認定することとなりました。

さらに、次回協議を予定している「天竜区の取扱い」について、当局から参考資料が配付され、天竜区を単独の取扱いとするよう要望がありました。

#### ◎発言内容

##### （1）たたき台6案の比較検討（主要組織の方針とデジタルの活用）について

○高林修委員長 それでは、協議事項に移りたいと思います。

前回大枠で認定しました②主要組織の方針とデジタルの活用について、幾つかの項目で確認すべき内容が残っておりますので、お配りをしました協議結果を御覧ください。

A4縦の②主要組織の方針とデジタルの活用の協議結果を御覧いただきたいと思います。

このうちナンバー1、認定項目、土木、質問会派は自民党ですが、ナンバー1については継続協議としており、自民党の対案に対する当局の考えを示していただきたいと思いますので、説明を当局からお願いいたします。

○長田副市長 それでは、お手元に別紙1があると思いますが、7月29日に自由民主党浜松から御提案いただいたことについての見解をお話させていただきますが、その前に、まず当局案につきまして御説明させていただきます。

別紙1に記載してございますように、当局案につきましては、再編後の区ごとに土木整備事務所及び

その出先グループを配置することで分かりやすく、親しまれ、頼りにされる組織体制、災害への迅速な対応が可能な組織体制が構築できるものと考えております。これは区再編と併せて実施する土木整備事務所再編の大きなメリットの1つと考えております。

具体的には別紙2から図示してございますので、それで御説明をさせていただきます。

まず1枚目が、現在の組織体制でございますけれども、土木整備事務所につきましては、上から天竜、それから東・浜北、北、それから南と4つの土木整備事務所がございます。そして、出先グループにつきましては、白抜きの星印でございますが、北のほうから水窪、佐久間、春野、そして細江、それから東、それから西ということで配置をしているところでございます。これを今回の見直しによりまして、2区案と3区案につきましては、土木整備事務所を3つ、それから出先グループを8つ設けるということで予定してございます。分かりやすいのが、ナンバー6、これが3区案でございますが、これで御説明させていただきます。

まず、土木整備事務所につきましては、配置は天竜、そして引佐、それから南と、その3か所を予定してございます。それから、出先につきましては、新設で三ヶ日に設けます。それと、今までございました細江につきましては、これを出先グループから機能強化いたしまして土木整備事務所にするということで、引佐に移転いたします。こういうことで3土木整備事務所、それから8つの出先グループということで想定してございます。

ナンバー10と11、これは4区案でございますけれども、変わるところがナンバー10につきましては、今の北土木整備事務所、これが出先から土木整備事務所、また4区案ということで、ここを4土木整備事務所、それから7出先グループに変えるというものでございます。それから、ナンバー11につきましては、北の代わりに東・浜北を出先から土木整備事務所に変えると、そういう案でございます。

それでは、お手数ですが、別紙1にお戻りいただきたいと思っております。

7月29日に自由民主党浜松から御提案いただいたことにつきまして、3点こちらで所見を述べさせていただきます。

まず1点目は、北土木整備事務所の配置、管轄についてでございます。1ポツ目でございますように、現行の北土木整備事務所については位置をそのままとしていることから、配置位置及び管轄が一部地域とともに区をまたぐ案となっております。

それから、2点目、災害対応など市民生活に直結する業務におきまして、区との密接な連携が必要となりますが、区をまたいだ所管エリアを有する場合に、複数の区の行政組織との調整が必要となるため、ふくそうし、行政効率が低下することを懸念しております。そして、新たに誕生する区に土木整備事務所が配置されないというものも出てございますので、市民感情が懸念されるというものでございます。それから、細江の出先グループの配置についてでございますが、これまで細江の出先グループにつきましては、細江町、引佐町、三ヶ日町の許認可、要望、相談、小破修繕を担当してまいりました。災害対応の即応性を高めるために、先ほど御説明しましたように、近傍の協働センターに出先グループの機能を強化して移転することで、より行政効率が向上すると考えております。

それから、3点目、浜北土木整備事務所の配置でございます。ナンバー11を除きまして、出先グループに移行していくわけでございますけれども、要望、許認可、小破修繕、工事の執行管理を担当する職員を配置することで、求められる市民サービスを低下させることなく対応できるものと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○高林修委員長** 当局の説明が終わりました。

まず、この別紙1の当局の見解について御質疑・御意見のある方。特に自民党浜松から対案を出していますので、対案に対する当局の見解について御質疑・御意見のある方。

**○齋藤和志委員** 別紙1の2の自由民主党浜松の案についてというところの北土木整備事務所の配置、管轄についての2ポツ目のところで、市民生活に直結する業務において、区との密接な連携が必要となると思うのですが、これまでも具体的にはどういうことに密接な関係があって、それはどういうふうに対応してきたのか。それが今度こういう考え方になったときに、そのことはどのような形で解決できるのか、その点をお願いします。

**○長田副市長** まず、冒頭書いてございますように、今日も雨が降っていますけれども、例えば豪雨災害等が発生し、道路を通行止めにする場合、市民の皆様迅速に御案内をしなければいけませんけれども、そういうときには区役所と密接な連携を取って、そういう情報の発信をする。それから、いろいろな情報収集です。例えば現場の対応につきましても土木整備事務所で把握するものがございまして、区役所に入ってくるものもございまして、そこは情報を共有して、そして迅速な避難対応に当たる、災害の対応に当たるということで今までも対応してまいりましたし、今後も1つの区に1つの土木整備事務所を設けることで、こういった体制が維持できるものと考えているところでございます。

**○齋藤和志委員** それは、例えばこの考え方で区ごとに土木整備事務所を1つ設置するという考え方の下ですけれども、それはやはり1つの区の中に1つの土木整備事務所を設置しなければ、そのような体制はできないということではよろしいでしょうか。

**○長田副市長** できないということはないと思いますけれども、より効率的な体制を取るために、やはり1つの土木整備事務所が2つの区に関わるよりは、1対1の体制のほうがいいのではないかと考えております。

**○齋藤和志委員** ありがとうございます。質問ですので、そこにとどめさせていただきます。

**○太田康隆委員** 当局案の説明の中で、1ポツ目に分かりやすく、親しまれ、頼りにされるというような形容詞の修飾語が入っているのですが、あまりこのこと自体は関係なくて、機動的に動ける組織体制が必要ですし、それから、災害への迅速な対応というのも土木には必要だろうと思います。例えば、幹線道路というのは、人為的に引いた区境ということではないわけですから、連続性を持っていく、あるいは崖地を抱えているであるとか、平坦地であるとか、台地であるとか、様々な物理的な状況も考慮しながら土木事業というのはやっていく、そういう特殊性があると思っています。そういう意味で平成19年に土木事務所が設置されて、支所も設置されてきたわけですが、そういうことの変遷を経て、一番収まりのいい形が今の4土木事務所体制だと私は思っているのです。ですので、行政区の形がどうであれ、土木については運用しやすい形、今の形を尊重したもの、4土木事務所体制が一番収まりがいいだろうと、こういうふうに思います。

特にそれを裏づけるものとして、ここに書いてある当局の案について、災害への迅速な対応ということですが、仮に引佐のほうに事務所を置いたときに、浜北にある事務所というのは支所、出先グループになるのですが、これが結局土木事務所の管轄になってくるのです。そうしたときに、都田川、それから馬込川、災害のときにこれらは通過できるかどうか、橋を越えられるかどうか分からないという状況で、その傘下に入っていくということには本当に大丈夫なのかという思いがあります。安間川もまた出てくるわけですが、

ですから、東・浜北土木整備事務所と言いますと、もともと東の出先グループというのは南土木の所管だったけれども、南土木があまりに管轄が広大になったので、その移動距離も大変だということで、

東と浜北をくっつけて今あるというような、そういう歴史的なものもありますので、どういうふう平成19年以来変遷してきたかというのは非常に重要なことだと私は思っています。その説明が区に1か所置くという、そういう人為的な区の割り方に土木事務所も合わせていくということに無理があると、そんな思いがありますので、指摘しておきたいと思えます。

**○高林修委員長** 指摘でいいですか。

**○太田康隆委員** 何か御意見があれば。

**○長田副市長** 確かに太田委員のおっしゃるように、平成19年に区制を施行してから、土木の業務の施行体制というのはいろいろと変遷してきました。そうした中で確かに河川の課題とかもございすけれども、今回、それぞれの出先にもそれなりの機能を持たせることで、やはり災害対応等もできるのではないかと考えておりますし、最終的な区割りがどうなるかによりますけれども、土木整備事務所と出先グループの関係性につきましても、今おっしゃられた御意見を踏まえて、いろいろ検討させていただければありがたいと思っております。

**○太田康隆委員** 1つ追加で言っておきますと、例えばナンバー7とかナンバー10というのは天竜の土木整備事務所の所管に浜北が入っていると思えますが、天竜川で災害のときには、明らかに川を越えられないということは当然あり得ること、歴史的にも川東、川西といった意味というのはそういうことですので、そんなことも含めて、できるだけ土木の所管に関しては現実的な今までの歴史も踏まえて考えていくことが必要なのかなと。これからどんな区の形になるかも含めて、そういう対応がいいだろうと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

**○齋藤和志委員** 今、太田委員のお話にちょっとプラスして考えていただきたいのが、やはり土木整備事務所というのは、大規模災害が来たときに大事な拠点となりますので、その位置、もちろん地盤、その点も含めて通常の災害と大規模災害があったときに、どの位置が一番いいのか。市全体を網羅できる、そういった観点からも御検討いただければということは指摘させていただきます。

以上です。

**○加茂俊武委員** 細江の出先グループですけれども、なくなるということですが、基本的に自治会の土木要望とか小破修繕、今まで細江の北区役所でやっていたのですけれども、引佐の土木整備事務所になったら、自治会はそこへ行くという考え方でよろしいでしょうか。

**○長田副市長** そちらまで行っていただく、もしくは細江のセンターへお出しいただいたものを連絡便で土木整備事務所へ届けると、そういった対応も可能だと考えております。

**○加茂俊武委員** 相談業務は北区役所というか行政センターには置かないということによろしいですか。

**○長田副市長** 今の案ではそういう形になっております。

**○加茂俊武委員** 今後の議論の参考にします。質問にとどめておきます。意見を言っても変わらないですものね。

以上です。

**○高林修委員長** ほかは、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、このナンバー1につきましては、市民の御意見等を踏まえて、9月以降の説明会がありますが、内定時までには結論づけることといたします。

続いて、ナンバー23についても、継続協議としておりますが、これについて、質問会派は共産党さん

ですが、内定時までには結論づけるということによろしいですか。

○酒井豊実委員 結論づける協議の過程といたしますか、市民の意見を聞き、それを反映させる場もあるということですか。

○高林修委員長 そうです。協議結果のところを見ていただければ分かりますが、体制の量的部分については見直しの依頼があるということですので、依頼は当然認識した上で、また説明会で意見聴取した上で、内定時までには結論づけるということですが、いかがでしょうか。

○酒井豊実委員 非常に重みのある部分が含まれておりますので。

○高林修委員長 分かりました。ほかの会派の方は、この点はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、ナンバー23に関しましても、市民の御意見等を踏まえ、内定時までには結論づけることといたします。

続いて、ナンバー14、33については、新たな資料の提出待ちとなっておりますので、これに関する追加要求資料の説明をまず当局からお願いします。初めに、ナンバー14をお願いいたします。

○健康福祉部長 それでは、別紙の3を御覧ください。

現在を含めまして6案ごとに福祉事業所と保健センターの所管エリアを示しております。見方ということで確認の意味で御説明させていただきます。

まず、現在のところでございます。朱色の線で福祉事務所と健康づくり課の所管エリアを示しております。天竜区の春野、佐久間、水窪地区は、健康づくり課の出先グループが置かれておりますので、その所管エリアを緑色の線と網かけで示してございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、ナンバー2でございます。地図の上で着色がされていない無色の部分、現在の中区のエリアと天竜・龍山地区でございますが、それぞれの区の福祉事業所及び保健センターの所管エリアであることを示しています。福祉事業所と保健センターの出先グループの所管エリアでございますが、これについてはオレンジ色の線とクリーム色の網かけで示しております。春野、佐久間、水窪の地区については、現在と同様、保健センターの出先グループを置きまして、その所管エリアを緑色の線と網かけで示しております。

ナンバー3以降についてもこれと同様の考え方で表示をさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○高林修委員長 当局からの説明は終わりました。別紙3、この追加要求資料について御質疑のある方。

○加茂俊武委員 私のほうで要求をさせていただいたということで、基本的に区役所を置くところが少し提供範囲というか所管が広がるのかと思いつつやっていたのですが、基本的に現体制を維持するというので、職員さんが少しなりとも少なくなるその行政センターの福祉業務の煩雑さというか、業務の内容が増えないかという心配はしているのですが、その辺は今までどおり業務をやるということでおっしゃっていただいているので、承知しました。今後の区の数を決める上で、どのぐらいの福祉事業所が本当に必要なのか、また議論の参考にさせていただきますというところにとどめておきます。

○高林修委員長 ほかに御質疑のある方。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 質問をした、資料要求をした自民党のほうから、加茂委員の御発言がありましたの

で、ほかになければ、このナンバー10については当局説明を了承するということといたします。

続いて、ナンバー33に対して当局から説明をお願いいたします。

**○危機管理監** 別紙4を御覧いただきたいと思います。

まず、前回の特別委員会でも御説明申し上げましたが、全市における避難所184か所の位置、箇所数は再編後も変更しないということを念頭に置いていただきたいと思います。

別紙4の現在でございますけれども、赤丸で表示した7つの区役所のうち、中区、東区、南区、浜北区につきましては、それぞれのエリア内の避難所の運営支援、区内の情報収集、災害対策本部等の連絡調整を担っているところでございます。そのほか西区、北区、天竜区はそれぞれの区内の情報収集、災害対策本部との連絡調整、それから区内の第1種協働センターが所管するエリアを除くエリアの避難所運営支援を担っております。

次に、緑色のエリア、西区では舞阪、北区では引佐、三ヶ日、天竜区では春野、佐久間、水窪、龍山の各第1種協働センターにつきましては、災害時には地域本部といたしまして、それぞれのエリア内の避難所運営支援、情報収集、区本部との連絡調整を担っているところでございます。

次に、再編後のナンバー2を御覧いただきたいと思います。再編後については、このナンバー2を例に御説明をいたします。まず、赤丸の区役所のエリアでございますけれども、現在の中区のエリア、それから旧天竜市のエリアにこの印がございますけれども、現在のエリアと再編後のエリアは同じとなっております。また、このエリア内の避難所運営支援、情報収集、災害対策本部との連絡調整業務を担うということについても変更ございません。また、現在の天竜区のエリアにつきましては、春野、佐久間、水窪、龍山の各支所の情報が集約され、区のほうに集約され、区本部から災害対策本部との連絡調整をするということになりますが、この役割についても現行と変わるものではございません。現在の天竜区以外の区につきましては、区内の黄色で網かけをした東、南、西、北、浜北の各行政センター、それから緑色で網かけをした舞阪、引佐、三ヶ日の各支所におけるエリアの情報が区に集約されますので、現在の天竜区以外の情報がこの区に集約されるというところで集約される情報は多くなるかと思っております。各行政センターは現在の東区、南区、浜北区及び第1種協働センターを除いた西区、北区のエリアは同じで、所掌する事務エリアは現行と同様となります。さらに緑色で網かけをした支所につきましても、現在の第1種協働センターとエリアは同じで、所掌する事務も現行と変わりません。

ナンバー3以降につきましても同様の考え方で、それぞれ線引きに応じて、そのエリアの中にある避難所の運営支援とエリア内の情報収集、区本部との連絡調整をそれぞれの区役所、行政センター、支所が担うこととなります。また、区内の情報は区本部に集約され、区本部は災害対策本部との連絡調整を行うということになります。

なお、避難所に配置する地区防災班員数は現行と同規模といたします。区役所や行政センター、支所に配置する応急対策要員、これは線引きに応じましてエリアごとの避難所の数や過去の災害実績などを考慮して要員を振り分け、配置することとなりますが、応急対策に携わる職員数は、全体では現行の規模を確保するというものでございます。

説明は以上でございます。

**○高林修委員長** 当局からの説明が終わりました。この追加要求した資料について御質疑のある方。

**○加茂俊武委員** 本当に手間をかけてつくっていただきました、ありがとうございます。空白地域ができないことが基本で、それを示していただきたかったというところがありますが、地域本部長は行政センター長ということでよろしいでしょうか。

○**危機管理監** 行政センター長が地域本部長を担うということで考えております。

○**加茂俊武委員** 行政センター長の業務の負担が非常に大きいなというふうに思います。今まで第1種協働センターが務めていた地域本部長がその地域を見ていればよかったのだけれども、今度はかなり広がったところの情報収集、それから避難所運営、これを調整するということ、非常に行政センター長の負担が大きいなというところを危惧します。

○**危機管理監** 先ほども御説明申し上げましたように、エリアが大きくなる行政センターにおきましては、応急対策要員を拡充するなどして体制を確保する必要があると思っておりますので、そうした中でしっかりやっていきたいと思っております。

○**加茂俊武委員** 紙面上では非常に分かりました。応急対策要員を仕切るのも地域本部長になるということで、それを課長クラスの行政センター長が仕切るというところで、今後区長がやる仕事を行政センター長がやるというところを私自身かみ砕きながら区の数の議論をしっかりとしていきたいと思えます。行政センター長は、今の区民生活課長も多分兼ねることになると思うので、非常に重い行政センター長だなというところは常に思っています。

以上です。

○**太田康隆委員** 今、この6案の段階で区本部あるいは行政センターでの地域本部を図示していただいたということでは一応理解しますけれども、例えばナンバー6で言いますと、天竜は特殊性があるので、天竜区役所に区本部がある。それから、西区が西区役所になっていますよね。それから、中区も本庁になっています。それで、災害の程度によってここは緊急の場合には災害対策本部が本庁に設置されるわけですし、リスク分散ということを言いますと、果たしてこれだけの本庁が所管する区役所があるとすると、災害対応のときに、元城へ動員がかかるわけですから、そういうことで本当にいいのかどうかということを具体的に区の形が決まった段階で、そういった議論を区に住んでいる方とやっていく必要があるのかなと思います。

例えば、津波が来たときに西区のここが区の災害対策本部で適切かどうかという議論も含めて、あるいは本庁で全部何が何でも元城へ集合がかかって、それから各地域本部に応援に行くということが適切かどうかということです。だから、避難所を開設する地域の防災対策班はそれぞれ住んでいる職員が対応するので、そんなに問題は出てこないと思うのだけれども、区の災害対策本部と、各地域本部への応援体制がこういう形でいいのかどうかというのは、もう一度きちんと議論していく必要があると思えますので、そこら辺はちょっと指摘させていただきます。

○**高林修委員長** ほかはいかがですか。危機管理監の説明についてよろしいですか。

[発言する者なし]

○**高林修委員長** 土木整備事務所のときにも災害防災の件、話が出ましたけれども、やはり当然関連することなので、今、太田康隆委員の指摘もありましたし、今後またこの件については確認をしていきたいと私は思っていますが、本日のところは、当局の災害対策本部の所管エリアの説明については、一応了承するというところで、土木整備事務所の件については内定までにとということもありますので、災害対策本部の所管エリアについても内定までにはきちっと固めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○**高林修委員長** それでは、ナンバー33につきましては、当局の説明を了承するというところにいたしますので、よろしくをお願いします。

以上で認定項目②主要組織の方針とデジタルの活用については、全ての項目の協議が整いました。

## (2) たたき台6案の比較検討(地域づくり)について

○高林修委員長 それでは、続いての協議事項に移ります。たたき台6案の比較検討④地域づくりにつきまして、協議を進めていきたいと思えます。

本日お手元に配付されたA4横ですね、これにのっって進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。なお、中項目については、ある程度区切って協議を行いたと思えますが、いろいろな御意見、御質疑がありますので、多少柔軟に運営をしていきたいと思えます。

それでは、④地域づくりA4横の回答が入っているものを見ながらいきたいと思えますので、よろしくお願ひします。まず、中項目のうち、区自治会連合会、それから地区自治会連合会、単位自治会の分野について協議を行いますので、当局は御準備をよろしくお願ひ申し上げます。

なお、ナンバー28の民生委員・児童委員活動につきましては、議事の都合上、本項目のナンバー14、地域福祉の存続と併せて協議をすることといたします。

それでは、前回、前々回の委員会に倣って進めていきます。

まず、ナンバー1の質問事項に対する回答について、自民党から確認したいことはありますか。

○稲葉大輔委員 では、まず1、2は併せてお話ししたいと思えますが、まず、基本自治会は独立組織ということは了解をしているわけですが、この点については、今現行7区の自治会連合会という枠組みがあつて、これを再編に伴ってどうするかという質問をしたのですけれども、基本的には市は関与しないという話なのか、今までも合併のときもそうだったと思うのですが、現行の7区を編成していくに当たつても、市としてはそれなりの関与もしながら協議をしてきたのではないかと思えますけれども、今回その点は、どういう立ち位置なのか、もう一回確認させてください。

○市民部長 自治会、市連合会というお話全体になるかと思えますけれども、区の再編に伴ってどうなるかという話は、市連合会から要望書が出ております。基本的には要望書の内容について市としては尊重して対応してまいりたいというのが基本的な立場でございます。

○稲葉大輔委員 要望の内容は前提で、当然大切な声だと認識しています。

実は3番の回答に書いてあるので、そこに食いつ込んでしまう話ですが、我々の2番の項目で、階層を区が大きくなった場合に屋上屋を重ねるようなものはどうなのかという声も当然ある中でこのような質問をさせていただきましたけれども、新しい区の連合会はないというような書きぶりが後からあるものですから、そうすると区単位の自治会連合会というのは、新しい区の場合はなくなる可能性があるというふうを考えてよいでしょうか。

○市民部長 当局として、現時点でそういうお話を自治会連合会から頂いている状況はないということでございます。したがって、再編後の新しい区を統括するような自治会連合会の組織をおつくりになるというお話は今のところは伺っていないということでございます。

○稲葉大輔委員 はい、分かりました。

○太田康隆委員 今、区の自治会連合会の話をしているのですが、結局自治会組織が機能的に動いていくのにどういう形がいいのかということが大切なのであつて、それは単位自治会であり、地区自治会連合会であり、その上に区の自治会連合会があると思っています。この区の自治会連合会というのは、少なくとも平成19年の7区ができたときに、区の自治会連合会が人為的な区の再編によってできたとは私は認識しております。ですから、ここで市の自治会連合会から要望があつて、その枠組みは継続するというところで言っているのだけれども、あまりそこを強調してしまうと、平成19年はそうだったけれども、

それが本当に収まりいいのかというのは、今後また課題として出てくるし、それから、今の6つの案の中でも、例えば三方原地区は中区のほうに入れてくださいということを要望として出ているわけです。それも同じように重い地域の要望であると思いますので、だから、7区の自治会連合会の枠組みを崩さないということが大前提にしてしまうと、もう選択の余地がないわけですよ。この後に出てくるように、ナンバー2の1案しか残らなくなりますから、そうすると議論ができなくなると思っています。ですので、自治会連合会の意見は意見なのだけでも、議論の中では自由闊達な議論がなされるべきであろうと思いますし、将来的なことと言うのであれば、人為的に引かれたものについては恐らく発展的に改組していくこともあるだろうと理解はしますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○市民部長** 御指摘の内容、おっしゃるとおりだという部分はあると思っています。ただ、そもそも自治会連合会の中の組織体制、市連、区連、地区連で単位自治会という形の中で、今それを再編によってどういうふうにしていくかというお話は、まずは自治会連合会の内部でのお話があるのかなと思っています。少なくとも当局からこういう形になるので、組織の編成を考え直す必要があるのではないのでしょうかというところをあまり積極的に申し上げるのもなかなか難しいと思っています。あくまでも再編の議論を御覧いただく中で、連合会としてどういう組織体制に直していく必要があるのかというお話をまずはお伺いする必要があるのではないかと考えております。

**○太田康隆委員** この後の全ての議論にも影響してくるのですが、自治連に関しては恐らくそういうことでしょうかから、この回答の書きぶりを見ると、こんなふうに聞いています、あるいはこういうことについては聞いてないと、そういう客観的な自治連を主体にして御意見を聞いていますという、そういう対応で書かれておりますし、自治連に限らずほかの各種団体というのも行政が関与するところがどこまでかというところは当然出てくる話ですが、そういう団体が活動しやすいようないい環境を考えていくということでは恐らく今後も行政がそういう任意の組織だから知らないよということではなくて、そういう任意組織が浜松市発展のためにうまく機能していくにはどうしたらいいかと、ぜひそういうことでお互いに議論したいと。これはもうここは入れない議論ではなくて、そういう考え方とか、そういったところについてはお互いに言及しながら議論していくことは必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

**○高林修委員長** 自民党としてはナンバー1については特に確認したいことはこれ以上ありませんか。ほかの会派の方、3番のことまで言及されていますけれども、3番も含めていかがですか。

**○岩田邦泰委員** 3番もちょうどお話が残っているものですから、ついでにといいますか、さっき稲葉委員がおっしゃった内容のやり取りのところで大体お話はそうだろうと思って聞いていました。あと、太田委員から、これだと結局2区案でしかなくなってしまわないかというお話もありまして、私は2区を推している立場から言いますと、だからこれでいいのでは、というところはあったのですが、ただ、やはり自治会という組織は、市が決めてやるものではないというところは私も全くそのとおりだと思いますし、できる限りはやっぱり地域というものも時代とともにいろいろな構造が変わっていくということを考えると、将来的にも柔軟に変えていけるような体制が本来は望ましいと思っています。

3番に関しては、理由のところは括弧で書き入れしましたが、内定後の議論、このあたりで詰めればよいと思っています。

以上です。

**○高林修委員長** ほかの会派の方、皆さん、いかがですか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** 今までのやり方ですと、ナンバーごとに了承とか継続協議とかということですが、この区の自治会連合会については8番で見るといろいろ共通項が多いものですから、取りあえず回答に関して確認していきたいというふうに思っています。

それでは、4番目の創造浜松さんは、この回答に関しての確認はありますか。

**○太田利実保委員** この質問の趣旨としては、自治会に対して行政がどのような形で意思疎通を図っていくかというような、そんな意味で書かせていただきましたが、回答にあるとおり、どんな体制になってもということだと思います。また、自治会の負担も軽減することも考えながらということですので、回答としてはここで了承したいと思います。

以上です。

**○高林修委員長** この4番の回答について、ほかの会派の方はいかがですか。先ほど言いましたが、8番まで取りあえずやります。5番の回答について、創造浜松さん、いかがですか。

**○太田利実保委員** ここは先ほども部長からお話あったように、要望書を尊重していくというような回答がありましたので、特に追加の質問はありません。

**○高林修委員長** 5番について、ほかに確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、6番、岩田委員、回答がナンバー1と同じとなっていますが、6番については市民クラブとして確認されたいことはありますか。

**○岩田邦泰委員** 問題ございません。これでオーケーです。

**○高林修委員長** 7番、もう一度、自民党でこの回答について確認されたいことはありますか。

**○稲葉大輔委員** これも4番と基本同じでいいと思います。ちょっと細かいことですが、回答に旧区単位という書き方をされているのですけれども、ほかのところは現行7区と書いていただいているので、現行7区のほうに表現上統一していただくといいのではないかと思いますので、今後お願いします。

**○高林修委員長** 市民部長、時間のないところで本当に大変申し訳なかったですけれども、そこは統一していただきたいと思います。現行7区単位ということで。

それでは、8番目、共産党さん、この回答について確認されたいことはありますか。

**○酒井豊実委員** これもナンバー1からの議論の中に含まれていることでありますが、やはり改めて見れば、先ほど太田委員がおっしゃられたように、自治連からの要望をそっくりそのまま実現できるのは2区案しかないという判断も当然できるわけですので、自治連側の真意というのは私は確かめてはないので、その辺のところも含めてしっかりと話し合う必要があると改めて思ったところで、軽々に判断できないと思って、改めて見たというのが意見であります。

回答そのものについては複合化するとは聞いてないということも含めて、この回答そのものについては、そうだなということ聞いておきます。

**○高林修委員長** 1番から8番について、もう一度改めて特に追加の御意見がある方、いらっしゃったらいかがですか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、区の自治会連合会について1から8まで質問がありましたが、当局の見解は一応了承したいと思いますが、行政区の再編の形がある程度決まらないと、ということもありますので、今回は了承しますけれども、協議の継続という言い方もちょっとおかしいので、一応内定までにはもう一度、確認することとし、区の自治会連合会については、当局の見解を了承するということで

とどめたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、9番に入ります。9番以降は、今度は地区の自治会連合会の件でございます。それでは、自民党からこの回答について、まとめてでも結構ですが、いかがでしょうか。

**○稲葉大輔委員** 9番については大丈夫です。

**○高林修委員長** そうすると11番まで。

**○稲葉大輔委員** 10番、11番、似たような質問になってしまいましたが、我々、協働センターのコミ担の機能強化というのは、非常に重要視しているという話を以前もさせていただきました。10番の回答にはコミュニティー支援に力を入れていくということで、具体的には増員ということが今までも発表されているわけですが、この力の入れ方、具体的にどう強化して、どう機能が変わるのか、あるいは業務が変わるのかということまで本当は踏み込んで聞きたいですけれども、今日細かくそこまでは出てこないかもしれませんが、この後、36、37あたりの質問でも同じような話になると思いますので、現行のイメージとか思いだけでも結構ですが、その点について今の見解があれば教えてください。

**○市民部長** まさにコミュニティーづくりのところでは、コミ担の役割というのは今後ますます重要になっていく、重くなっていくと我々も考えておりまして、そこで正規職員を増員していくというお話をさせていただいております。ただ、これは人数を増やすだけでは結局現行業務の強化にはならないと考えておりまして、そこは具体的にコミ担が担うべき業務の内容について改めて明確に示しながら、コミ担を勤務させるという必要があると思っています。現行でもそうですけれども、今コミ担の中では横の連携の会議を行っておりまして、例えばある協働センターに配置されているコミ担がこういった企画で、このような業務をし、こういう地域のつながりを生み出すことができましたというような報告会のようなものはやっているものですから、そういうところの強化というのは1つあるかと思っています。

あとは、せっかく1人正規を増やしていくということでございますので、それによって自治会をはじめとした地域のまちづくりの協議会等がコミ担に対してどういった業務、働き方の御要望があるのかというようなところもお伺いしながら、具体的な業務の洗い出しやメニュー化を図っていくという必要はあろうかと思っております。

**○稲葉大輔委員** 前向きな回答を頂けたと思います。先ほど創造さんの4番のところにも自治会の負担が今より軽減されるという地域の願いは非常に強いと思っています。多分連合自治会や地区自治会においては地域運営組織としてのていをなしくいところが出てきていたり、これは多分町なかの人口が多いところでも希薄化みたいな状況は常に顕在化しているような中で、コミ担さんが行政の窓口というただ単純に対応するだけではなくて、住民側に立って、コミュニティーを動かす、地域運営を補完するような立ち位置で動いてもらえないかと個人的には思います。10番の回答には声を拾って行政施策に反映すると書いていただいているので、まさにこれは大事な書き方ですけれども、反映をしていくというよりは、もう運営を補完するぐらい踏み込んでいただけるとありがたいと思いますので、これは私の意見として申し上げさせていただきました。

以上です。

**○高林修委員長** 今、ナンバー9、10、11まとめて自民党の確認がありましたが、ほかに確認される会派の方はありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、9、10、11については当局の回答を一応了承するというので、前回示していただいた組織の図がありますよね。それと合致しています、ということで市民部長、それでいい

ですか。

○市民部長 結構です。

○高林修委員長 それでは、9番、10番、11番については当局の回答を了承することといたします。

それでは、12番に移りますが、これはちょっと別件だと思いますが。

○加茂俊武委員 この回答から読み取れなかったのですが、活動拠点、地区自治会連合会の活動拠点や事務局が確保されていない地区自治会連合があるか、ないか、というところを把握されているところでお答えをお願いします。

○市民部長 いわゆる地区連としてそういった拠点、会館のようなものを持っているかどうかというお話につきましては、現在4地区ございます。

○加茂俊武委員 4つの地区だけが持っていて、あとは自治会長の家とか、そういうことですか。

○市民部長 ほかの多くの地区連については、例えば協働センターの会議室や単位自治会の会館で会議をされていると認識しております。

○加茂俊武委員 分かりました。会議というか、拠点というものを持っているのが4地区だけで、事務局機能というか、それはどう把握されているのですか。どこにあって、事務局がいるのか、いないのかとか、その辺は把握していなければ結構です。

○高林修委員長 市民部長、分からない。

○加茂俊武委員 現状結構です。把握してないということ。

○高林修委員長 それでは、ほかの会派の方はこのナンバー12について、確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、ナンバー12については了承することといたします。

ナンバー13、共産党さんの酒井委員、この回答について確認されたいことはありますか。

○酒井豊実委員 理由のところにも書いておきましたが、小さいからこそ温かいコミュニティーづくりというのできるわけだし、それと市との協力、協働の関係、コミ担がそこに生きた職員のマンパワーとして入っていくというのが非常に大きなことだと考えておりますが、住民自治を動かすという機動力は、地区自治会連合会が一端を担うべきだという思いも持っています。

それで、伺いたいのは、7月の区協議会が終わってから、小規模多機能自治についての研修会が行われましたが、非常にコミュニティーの維持だと地域拠点まで含めて関わりがあるのですが、小規模多機能自治について研修会をこの時期に行ったというのは、私は積極的に捉えておりますけれども、担当の部課としてはどういうふうに意義を捉えているのかここで聞いていいでしょうか。

○高林修委員長 酒井委員、それは具体的にはどこの自治連であったのですか。

○酒井豊実委員 区の協議会です。

○高林修委員長 であれば、今、認定項目は地区自治会連合会の件をやっていますので、この回答に関してはよろしいですか。

○酒井豊実委員 区の協議会には地区の自治会の会長さんたちが、天竜区の場合には全て入っていて、その中の意見としていろいろ聞いておりましたので、市が特別な研修をやったということ認識して、今回のこの流れの中で何か位置づけがあるのかということを感じたものですから聞いたところ。

○高林修委員長 重ねて申し上げますが、13番の回答については了とすることによろしいでしょうか。

○酒井豊実委員 はい、これは単純明快……

○高林修委員長 ほかの会派でこの13番について確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、13番については了承。

ナンバー14、これも共産党さんからの質問ですが、当局の回答について確認されたいことはありますか。

○酒井豊実委員 これについても53地区では変わらないということでありまして、今後の区の数の決定に合わせてまた検討ということになっておりますので、現状では了承しておきます。

○高林修委員長 ほかの会派の方はここで確認されたいことはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 では、14番については了解といたします。

ナンバー15からは単位自治会に入りますが、自民党から確認されたいことはありますか。

○太田康隆委員 この地域づくりの中で、自治会の存在というのは非常に大きいと思います。まず、単位自治会が機能することであるでしょうし、それを戦後の合併の旧町村の地区自治会連合会ですか、協働センターの単位が一番分かりやすいと思いますけれども、そういうのが機能していくことが大事だということは誰も否定しないと思いますが、今、浜松市の自治会加入率が95%を切っている、94.何%だと思いますけれども、増える傾向にはないのです。これが自治会に対する行政の考え方も今まで自治会は任意団体だからということを行いながら、片方で地域づくりの大きな組織として非常に頼ってきたところがあって、今後もきっとそういう関係が続いていこうという前提で聞くわけですが、やはりしっかりと支援してあげないと、なかなか単位自治会というのが維持できていかないということだろうと思います。

回答としては、このとおりだと思いますが、特に加入率が減ってきたときに、自治会だけでは収まらない市民が地域にいるわけですよ。そういったことに関しても、やはり行政としてしっかりと手を打っていかないといけないだろうということが1つと、もう一つは、内容の後段のところを書きましたけれども、先ほど酒井議員が言われたこともここで関係してくるかもしれませんが、地域運営組織、小規模多機能、過疎化が進んで自治会だけでは機能しないと、そういったときに地域にある様々な団体ですね、シニアクラブであったり、PTAであったり、場合によっては消防団の皆さんであったり、そういったものを全部複合して、総務省がよく提唱しているような地域運営組織というようなものも浜松の中で、特に天竜区を含めた過疎が進んでいるところはやはり考えていかざるを得ないだろうと思って書きました。ただ、それに対する回答がここでは書かれてないので、もし当局が考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

○市民部長 おっしゃるとおり、自治会の加入率については、全国で見ればトップレベルを維持していますけれども、傾向としてはコンマ幾つという単位ではございますが、減少傾向になっています。そこは長期的に見てもそういう流れは変わらないだろうというのは、我々も同じ認識をしております。そうした中で、94.何%というところをどういうふうに維持をしていくかというのは、自治会の問題ではありませんけれども、我々の問題でもあると、認識をしています。そうした中で、後段でお問合せいただいているお話については、先ほど酒井委員からも案件がございましたけれども、単に自治会だけで地域のいろいろなことをやっていただく、また行政もお願いしていくという姿では立ち行かなくなってくる地域というのは、もう近い将来出てくるだろうと思っております。それだけではなくて、地域で活動していらっしゃるいろいろな団体さんとの連携を、自治会を中心として連携していく姿というのは一つの

在り方として望ましいと思っております。

そうした中で、協議会の研修ではありましたけれども、例の雲南市の小規模多機能組織について、どんなことをやっていらっしゃるのか情報共有しました。これはそういう方向に進むという意味ではなくて、新しい地域の住民の皆さんが地域をどのようにつくっていくかの一つの形として学ぶべき部分はあるだろうという認識の中で、研修させていただいたということでございます。今後これは自治会ともお話ししていくことではありますけれども、いろいろな方向性を探っていくということで、情報提供を密にやっておりますし、これからもう少し現実的なお話として、例えば地域施設の管理運営委託をどのように発展させていくかということもお話させていただいているところなので、すっきりとこういう形で行きますというものは見えていない部分はありますけれども、方向性とするとういうことをいろいろ考えながら進んでいきたいと考えております。

**○太田康隆委員** 雲南市を総務省が試行的に動いて、その協議会にも浜松市としても早い時期に参加させていただいて、いろいろな情報を頂いていると思います。やはり地域の単位自治会が機能して、それで戦後の村であった地区、自治連合会が機能していくということが、一番期待するところですので、ですから、区の再編によって区が広がってしまって、そういう地域のせっかくやってきたことがおろそかにならないように、そこは行政がきちんと手を差し伸べて維持していくと。これをずっと読んでくると、協働センターのコミ担職員が対応しますというのは結構多いのだけれども、コミ担職員は万能ではないですから、単位自治会を機能させていく、地区自治連合会を機能させていくという、市としての方針を強い意志を持って取り組んでもらいたいと思います。ここについてはそれを指摘しておきたいと思えます。

**○高林修委員長** 今、太田康隆委員は指摘という言葉ですけども、市民部長、できれば御見解があれば。

**○市民部長** コミ担の御質問が多かったのですが、我々としてはコミ担に全部お任せでやっているものではございません。当然区の所管課がございまして、そこがまずグリップしますし、統括としましては市民部の市民協働・地域政策課、ここがきちんとそこの動き、活動はグリップしておりますので、そういう意味では本庁からコミ担に至るまで一貫した体制を組んで強力に進めていきたいと考えております。

**○高林修委員長** 15番について、ほかの会派の方、確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** ナンバー14のところは、民生委員の件で共産党さんからの質問がありまして、ナンバー28で自民党も、民生委員・児童委員についての質問があるのですが、先ほど14については了となっていますが、自民党で28の回答についていかがでしょう。確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

ほかの会派の方もよろしいですね。ナンバー28も了承ということにさせていただきます。

それでは、次、ナンバー16で、これは共産党さんの質問ですが、確認されたいことはありますか。

**○酒井豊実委員** 天竜区の中だけを見ると、単位自治会が非常に小さいところがあるということで、大きいことはいいことだよというところにどんどん流れたり、様々な財政的なことがあると、統廃合の圧力的なことがあるのではないかと。ここでやはり基本線をはっきりさせなければいけないという思いで質問しておきましたが、市が自治会組織を統廃合することはないと、独自の組織だということで、明確に書いてありますので、了承しておきます。

○高林修委員長 この件に関してほかの会派の方は確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 では、ナンバー16についても了承することといたします。

続いて、ナンバー17は公明党さんですが、松下委員、確認されたいことはありますか。

○松下正行委員 回答で、区の再編にかかわらずという言葉が書いてありますが、私どもは区の再編が逆にあるから単位自治会の方々の負担を削減できれば、それがメリットになるのではないかという思いで質問をさせていただきました。

現場から聞こえてくる声は、自治会というのは市の下請ではないというふうに言われますし、単位自治会の傘下に入っている団体というのは物すごく多いです。そういう調整も全て自治会がやっているということなので、市が委託事業で例えば広報はままつの配布を依頼するとか、様々なことを市が自治会にお願いをしている。その裏には、先ほど太田委員からも話が出ましたが、自治会員の加入率が高いところで、市が実際にはやらなければならないことも自治会にお願いしているという部分もあるわけで、ここのところを今までもやってきているという回答ですが、区の再編に合わせて、1つでも2つでも負担が減ればいいと私は思っています、実際、今現場の単位自治会では働き方改革ということで、かなり高齢でも働いている人が多くなっているという現状で、自治会の役員すらなかなか出づらくなっているという現状もありますし、先ほど来、コミ担の話もありますが、コミ担も人によって一生懸命やっている方と、全然動いてない人というのが申し訳ないのですけれども、実際にあります。そういったことを含めると、区になるのか行政センターになるのか分かりませんが、そういうやっぱり市の関わりも相互に、お互いに持ちつ持たれつという関係をなるべく築いてもらって、まさしく協働ということでまちづくりを進めていただければという思いで質問をさせていただきました。

これは19番ともつながる話ですので、やはり現場の単位自治会の皆さんが区の再編で自治会に対する負担も減って、メリットも増えたと感じ取れるような負担軽減をぜひとも考えていただきたいという思いで質問させていただきました。

以上です。

○高林修委員長 今の松下委員の確認というか、意見について当局は何かありますか。

○市民部長 回答のとおりでございますけれども、自治会から例えば負担軽減についてのお話等があれば、今後もそこについては我々のほうでも工夫をさせていただくということで進めてまいりたいと思っています。ただ、今再編に伴って何かというお話は、メニューとして具体的にお示しできるものはないと思いますが、スタンスとするとこれまで以上にきちんとお話を伺いながらやっていきたいと考えておりますので、そこは方向性として変わっておりません。

○高林修委員長 松下委員、19番も含めて公明党さんとしては了でよろしいですか。

○松下正行委員 はい。

○高林修委員長 ほかの会派の方は17、19については特に確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、17と19番については了承ということにさせていただきます。

18番になりますが、公明党さんのほうでこの回答について確認されたいことはありますか。

○松下正行委員 こういう回答になるだろうという感じはありますが、これも確かに地域防災という考え方から自主防災隊というのは非常に重要だと思っておりますが、現実、火災の現場へ行って、可搬ポンプで自主防災隊がやっているかというのと、そういう事例は本当に少ないと。その現場にいたとして

も、消防団が来れば、もう消防団が中心になってやっているというパターンが多いと思いますので、これからもこういったありようをどうするかというのをぜひ区の再編とは関係ないかも分かりませんが、検討していただければということで質問させていただきました。

○高林修委員長 公明党さんとしては、この回答についていかがですか。

○松下正行委員 まあ、了です。

○高林修委員長 了ということですね。ほかの会派の方でこの18番について、確認されたいことはありますか。

○小野田康弘委員 この回答はこのとおりだと思っています。消防団につきましても、火災についてはほぼ消防団と署で対応できると思いますけれども、大規模災害となりますと、やはりその地域に根差した自主防災隊がその地域を守るような、また避難所の運営も手伝っていただくような形になると思いますので、自主防災隊の手当をしっかりとやっていっていただきたいと思っています。そうすることによって、地域の防災力が上がると思いますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○高林修委員長 危機管理監、何かコメントございますか。

○危機管理監 御指摘いただきましたことを踏まえて、自主防災隊としっかり連携を図ったり、御意見を伺って協議してまいりたいと考えております。

○高林修委員長 ほかにこのナンバー18について、よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、ナンバー18についても了としますが、今の小野田委員の意見は議事録に載りますので、よろしくお願ひします。

単位自治会最後の20番ですが、回答ナンバー10と一緒にということですが、岩田委員、いかがでしょうか、市民クラブさんのほうで確認されたいことは。

○岩田邦泰委員 先ほど来、コミ担はずっと話が出ているので、出尽くしたと思って聞いていたのですが、こういう書き方をしたのは、コミュニティーの維持だとか地域福祉の存続だとか、今までと変わらないよ、延長をやっていくよという話ではないという確認をしたくてこういう書き方をさせてもらっています。人数が増えたからそれでいいのかという話ではないだろうし、それから、さっき質の話もございましたし、あとはやはりコミ担のモチベーションが上がるようなやり方というのは考える必要もあるというのは、意見としてあったものですから、その確認としての設問ですので、回答に関してはこれでオーケーとさせていただきます。

○高林修委員長 岩田委員、ここは当局がナンバー10に同じと書いていますが、ナンバー11にも当然……

○岩田邦泰委員 かなりずっと書かれていました。

○高林修委員長 それでよろしいですか。

○岩田邦泰委員 大丈夫です。

○高林修委員長 では、ナンバー20について、ほかの会派の方で確認されたいことはありますか。

○関イテロー副委員長 先ほどからコミ担の話が出ていますけれども、コミ担の一種の職務分掌というか、そういうものというものはあるのですか。

○市民部長 事務分掌としてはございますけれども、いわゆるどの業務を具体的にというものではなくて、まさにその地域づくりに関することといったような、割とざっくりとした定め方になっているも

のですから、具体的なものは事務連絡、コミ担の事務マニュアルの中で内容について触っている部分はございます。

**○関イチロー副委員長** というのは、コミ担というのはかなり新しい組織というか職務をされる方ではあります。たしか七、八年前に提案させていただいて、それから副市長がコミ担ですという時期から、今は百四十数人いらっしゃるということなのですけれども、そうしたときに、ある程度こういうようなことをというものを今の事務分掌の中では文言として書いてあったとしても、何かもうちょっと砕いたものが必要ということ。

それから、先ほどから皆さん方がコミ担に頼ってしまえばいいみたいな、場合によっては自治会の事務局みたいなものもやったらどうかみたいなことがあるのですけれども、そのこの境目というのは非常に難しい感じがするし、場合によると、以前お金のことでトラブルがというか、問題があったときもありましたので、その辺のところは今後お願いですけれども、もう少しきめ細かいものが必要ではないのかな思っておりますけれども、見解がありましたらお聞かせください。

**○市民部長** ただいま申し上げましたとおり、実際の業務に関しては、コミ担の業務マニュアルを作成しまして、これを研修の中で勉強していただいている、見ていただいているということがございます。とは言いましても、そのこのところが要するにどこまでという部分については明確にするのはなかなか難しいところがあるものですから、表現の仕方は工夫が必要かと思っておりますけれども、今後は検討課題として認識していかなければいけないと思っております。

**○酒井豊実委員** 中山間地域にとっては、出先でのコミ担というのは非常に位置が重いなと思っておりますが、一方で山いき隊という組織があって、これも増強していただいております。コミ担と山いき隊の現在と、その関係の今後についてはどのようなことになっているのか。コミ担がさらに充実するから、山いき隊もそこに当然加わるべきだと思っておりますし、それについて有機的な機能強化の絡みがあるのかどうか、いかがでしょうか。

**○高林修委員長** 酒井委員、また後でまちづくりのところでもそういう関連の話は出ると思うのですが、あくまで今はコミ担の事務分掌の話で、関連して聞かれたと思うのですけれども、そういうことで。ほかにこのナンバー20について確認されたい会派の方はいらっしゃいますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、ちょうど今3時半になりました。暫時休憩したいと思います。当局も入れ替わりがありますので、3時40分まで休憩といたしますので、よろしくお願いします。

15:30

〔休憩（15:30～15:40）〕

15:40

**○高林修委員長** 委員会を再開いたします。

ナンバー15のところ、了承したかどうかの問いかけを言い忘れしました。ほかの会派も含めて一応了承したということでよろしくお願いします。

それでは、ナンバー21、22の青少年健全育成活動に入りますが、市民クラブさんのほうで確認されたことはありますか。

**○岩田邦泰委員** 頂いた回答で大丈夫です。

○高林修委員長 ほかの会派の方でこのところはよろしいですか。特にありませんか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、21、22は了承することといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、ナンバー23について自民党のほうから確認されたいことはありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 23について、ほかの会派の方で確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、23については了承することといたします。

24、共産党さんのほうから確認されたいことはありますか。

○酒井豊実委員 いいです。

○高林修委員長 ほかの会派の方、確認されたいことはありますか。それでは、ナンバー24は了承することといたします。

次に、コミュニティ・スクールに入ります。ナンバー25、26ですが、25については共産党さんから確認されたいことはありますか。

○酒井豊実委員 詳細に書いて回答いただきましてありがとうございました。現状ではこの回答で了承させていただきますが、ほか内部的に検討すべきものもあると思いますので、この文面では了解しておきます。

○高林修委員長 ほかの会派の方で確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、ナンバー25については了承することといたします。

ナンバー26、市民クラブさんで確認されたいことはありますか。

○岩田邦泰委員 コミュニティ・スクールの推進をしようという中で、やはり区の再編でやりづら形にはしたくないと思って、この質問をさせていただきましたが、区の形が決まっていけないと、結局詳細は分からないと思いますので、考え方だけ頂いたので、これで結構です。

○高林修委員長 岩田委員、よろしいですね。

○岩田邦泰委員 はい。

○高林修委員長 ほかの会派の方でこのところ確認されたいことがありますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、コミュニティ・スクールの26番については了承することといたします。

それでは、次に、過疎化、超高齢化、まちづくり等について協議したいと思いますので、当局の方は御準備をよろしくお願いします。

こども家庭部長、学校教育部長、お疲れさまでした。

それでは、27番、過疎化、創造浜松さんから確認されたいことはありますか。

○太田利実保委員 先ほどコミ担のところで横の連携が取れているというようなお話がありましたけれども、そういった意味でも区をまたいで連携は取れているよと。本庁がグリップしているよということだと思います。この理由のところに書かせていただいた、コミ担とともに先ほども話が出ました山いき隊もあるので、そこら辺も引佐と天竜区とまたがっているわけです。そこら辺も一応確認ですけれども、連携という意味で取れているかどうかということも1つ確認させてください。

○市民部長 山いき隊についてでございますけれども、これもいわゆる天竜区、北区の引佐北部の、

地区ごとに分けて山いき隊を配置させていただいております。日常はそのエリアの中で活動しているわけですが、全体の連絡調整ということは、それも日頃行っているということで、山いき隊隊員同士の横の連携も十分取れていると認識しております。

**○太田利実保委員** 本庁がグリップしている、プラスやはり現場でしっかり連携を取ることが大事だなと思いましたが、確認させていただきました。ありがとうございます。

**○関イチロー副委員長** 加えて、実際問題としてはやはりそれぞれの現在の区であったり、協働センターであったりという、かなり現場に近いところでやっていることが多いかと。ここの表記の中には本庁部局というような書き方ですが、制度的にはそれでいいのかもしれませんが、実際の実情というのは現場にあるわけですので、そのところは、かなり本庁が現場の様子をしっかりと把握していただくことが必要だと思いますので、その点はお願しておきたいと思っております。

以上です。

**○高林修委員長** ほかの会派の方で確認されたいことは、酒井委員はよろしいですか。

**○酒井豊実委員** 内容的には大まかなところの回答ということで了承したいと思っておりますが、やはり現場に密着したところでは、市の組織としては天竜区などにあってはふれあいセンターのコミ担との関係、日常的に相当密接に地域の人間関係を含めてつくっていく活動をさらに精力的にやっていたかないと、過疎化対応という点、活性化という点ではちょっと不足があるかと思っておりますので、さらに精進していただけるように担当部からもぜひ大きなサポートと同時に、区の職員の業務との関係というのがいまいち明確ではない部分も感じておりますので、その辺も含めて、引き続きよろしくお願したいという意見です。

**○高林修委員長** 御意見ということで。ほかにこの件に関してはよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、27番は了承することといたします。

先ほど28番は終わりましたので、29番について公明党さんから確認されたいことはありますか。

**○松下正行委員** 結構です。了承です。

**○高林修委員長** ほかの会派の方でこのところは確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、2、過疎化・超高齢化・まちづくりの29番については了承することといたします。

30番、過疎化について、共産党さんから確認されたいことはありますか。

**○酒井豊実委員** 地域づくりの中での過疎化であったり、超高齢化に対応するまちづくりということですが、回答では、本庁で統括していくと言い切っているわけですが、天竜区とか北区の引佐北部地域などについては、やはり地域の特性をしっかりと踏まえて、区の対応というのが非常に重要だとかねがね思っていますし、と同時に、第1種の協働センターの対応も非常に重要だと思っております。その辺のところは全て本庁、本庁ということだけでの対応を今後も継続していくということでもいいのか、ちょっと疑問がありますが、いかがでしょうか。

**○市民部長** 統括という言葉を使わせていただいておりますが、酒井委員がおっしゃられたとおりのお話でございまして、本庁があらゆることを決めて、指示を区や所管に出していくということではなくて、それぞれの区やふれあいセンター等での活動をきちんとやっていただく中で、本庁とするとそこを情報の集約とか相互調整とかということをきちんとグリップしますということです。それぞれの区役

所やふれあいセンターの業務は、そこはそこできちんとまずはやっていただくことがベースだと考えております。

**○酒井豊実委員** やはり小回りが利く身近なところでの職員の働きというのが非常に大事で、私どもの地域などでも市民協働の関係で講師を依頼して懇談をする機会があった場合に、本庁からはるばる1時間半とか2時間かけて来ていただいて、夜9時過ぎに終わって、また帰るといようなことで本当に心苦しいという状況があります。区役所の中にそういうきっちりした担当がかつてのようであれば、もっと有意義に時間を使うことができるの思いを地域の皆さんは感じているわけで、具体的な話で申し訳なかったですが、組織上、改善できるのであればやはり改善すべきかと、今回の再編に絡んでそんなふうに思っているところです。一応意見として。

**○高林修委員長** それでは、意見として承ります。30番について、ほかの会派の方、確認したいことがありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、30番については了承することといたします。

続きまして、31番も共産党さんですが、超高齢化の認定項目で、これについて確認されたいことはありますか。

**○酒井豊実委員** 回答で同等のサービスを提供するというのが意味深ではありますが、また具体的なところはほかの場面で詰めるところがあるかと思しますので、一応了承しておきます。

**○高林修委員長** ほかの会派でこの31番についてございますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** 私のほうから、これは今、酒井委員が同等という言葉にちょっと引っかかったみたいですが、同等、同質ということでよろしいですね。

**○市民部長** はい、結構です。

**○高林修委員長** それでは、31番についても了承することにいたします。

32番、創造浜松さんから確認されたいことはありますか。

**○関イチロー副委員長** 回答の1ポツ目、こういう認識で非常に心強く思っていますけれども、この後、また資料が出されるのかもしれませんが、できましたら、現行区で結構ですので、将来人口の推移とか年齢分布、こういうようなものがあれば出していただければと思っております。

それから、もう一つ、今後の議会の議論の対象になるのかもしれませんが、今は天竜区自体が2万7000人ぐらいの人口ですけれども、例えばこれが今後1万5000人になったとしても、区として成立できるのかということ、この辺についてはどうお考えでしょうか。

**○企画調整部長** 実際に浜松市の将来推計人口ということで、平成25年のときに平成22年の国勢調査の基準人口を基にしまして、そこに出生率だとか転入転出の移動率などを掛け合わせて、将来の推計人口というのを出してございまして、それが25年の当時に公表しております。ということでございまして、実際に今の状況で出すとなると、結構時間がかかると思いますので、もしよければ、将来推計人口ということで、データの古くなりますけれども、平成25年に出したものが一番直近で新しいものになりますので、そちらを御覧いただければ、平成22年から平成57年までの将来推計人口ということで公表してございます。

**○関イチロー副委員長** では、それを参考にさせていただくことにして、年齢分布みたいなものはどうでしょう。その中に入っていましたでしょうか。

○企画調整部長 年齢分布も5歳刻みで出ております。

○関イチロー副委員長 分かりました。

○高林修委員長 今回の追加資料については私も前期のときに見ていますので、委員会の追加資料ということではなくても、いいですか。

○関イチロー副委員長 はい、いいです。もう一回探してみます。

○岩田邦泰委員 今回の推計は分かるのですが、それで実績とどれだけずれがあったかというのは追加したものが出せるのではないかと思ったのですが、それも無理でしょうか。

○企画調整部長 実際に、平成22年の国勢調査の基準人口を基にして出しておりますので、今現在の数字であれば出すことはできますけれども、今後のこととなるとちょっと難しいです。

○岩田邦泰委員 だから、今までどういうカーブでずれてきているかというのが分かればいいという話だと思ったものですから。

○関イチロー副委員長 それで結構です。それは出ますでしょうか。

○高林修委員長 先ほど説明いただいた資料を変更したものが出るということですか。

○齋藤和志委員 それは、実績は住民基本台帳のデータをそのまま使うということで。推計人口の国勢調査の人口と住民基本台帳の人口は若干ずれがあるけれども、そこは承知してもらおうということいいですか。

○企画調整部長 そうです。そこは承知していただくということです。

○高林修委員長 それでは、追加資料については、一応委員会としてお願いしますので、資料の共通認識を持たないといけないので、よろしくをお願いします。

○企画調整部長 はい。

○高林修委員長 先ほどの副委員長の後段の件につきましてはどなたが……。

○区再編推進事業本部長 天竜区が1万5000人になって、行政区として成立するかというお話だったかと思いますが、行政区で最低これぐらいの人口がいなければいけないという明確な決めがあるわけではないので、1万5000人になったから行政区ではなくなるとかということは起きないと認識しております。そして、天竜区に限らず高齢化は進展しているし、人口の総数自体は減少していくことは明らかな状況という中で、浜松市として将来を見据えて区の再編をどうしていくかというようなことかと思っております。1万5000人だから行政区ではなくなるとかというような境は当局としては考えていないということでございます。

○関イチロー副委員長 1万5000人だからという、数の話になってしまうのですが、例えば1万人だったらというようなことでは、どう考えていらっしゃるのですか。

○区再編推進事業本部長 時間軸をどう判断するかということになるかと思いますが、例えば50年とか100年スパンで考えたときに、現在再編したとしても、そのまま100年後もいくのかというところは正直何とも言いようがないと思いますので、その時点時点で最適な判断をしていくということだと認識しております。

○関イチロー副委員長 結構です。

○高林修委員長 それでは、32番についてほかに確認をされたい会派の方はいらっしゃいますか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、32番についても了承とさせていただきます。

次、まちづくりに入りますが、33番、自民党のほうから確認されたいことはありますか。

**○太田康隆委員** 区役所のある地域は協働センターの機能を有していない場合があるということに関して、協働センターのところでも言いましたけれども、浜北区の特殊性をもう一回言っておきたいと思えます。北浜南部協働センターはあるのですが、北浜北部協働センターを新市建設計画の段階で造ると計画しておりましたが、それは実現されずに今に至っているということです。したがって、北浜南部協働センターで約4万人の人口をカバーしておりまして、北部地区、中学校で言うと北浜東部中学校区ですが、協働センター、公民館がありません。社会教育に関する公民館の活動と、それから地域づくりに関する活動は協働センターがないわけですので、その地域は空白になっているということだけは御理解ください。浜北では、なゆた・浜北はそもそも社会教育の生涯学習施設として造りましたが、結果的に合併した後、区役所になりましたので、貸館業務も大幅に縮小されましたし、生涯学習施設としての機能はもう残ってないという、そういう事情があるということだけは御理解ください。

以上です。

**○高林修委員長** 市民部長、何かコメントありますか。

**○市民部長** 特にありません。

**○高林修委員長** それでは、自民党からの確認はほかにありませんね。御指摘ということで。ほかの会派の方もよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、33番のまちづくりについては了承することといたします。

次、34番、まちづくり、これも自民党のほうから確認されたいことはありますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** ほかの会派の方もよろしいですか。それでは、34番についても了承することといたします。

それでは、35番、まちづくり、ここも自民党ですが、回答がありませんが、確認したいことはありますか

**○太田康隆委員** 回答がないですが、これは39番のところと関連してまた聞こうと思えますけれども、一緒に聞いてしまってもいいですか。

**○高林修委員長** 自民党は39のところ併せてということですが、ほかの会派の方は取りあえずこの35番についてはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

**○高林修委員長** それでは、35番については了承することといたします。

36番、自民党のほうから確認したいことはありますか。

**○加茂俊武委員** 理由のところやはり区が大きくなると、今まで地域ごとに一市多制度というか、それぞれの地域で例えば土木で材料支給をしながら工事だけは自分たちでやるよと頑張っている地域もあるし、そういったものをどこで担保していくかという質問です。地域の特性をどこで生かしていくのか、それが協働センターごとにある程度認められるのか、行政センターがそういったところを少し面倒してくれるのかというようなところで、今区役所であれば都市内分権みたいな機能があったと思えますが、行政センターもそういう機能を多少なりとも有するのか、その辺は答えられますか。

**○区再編推進事業本部長** 例えば、地域力向上事業を今7つの区役所でやっていますが、再編後どうなるかというような想定でございますが、そこは案が内定されたら具体的に決めていくと理解しております。考え方として、行政センターに移行したとしても、ある程度その地域の特色ある事業を継承し

ていくことも考えられると認識しております。

**○加茂俊武委員** 40番のところでまたもう少し予算も含めたところで聞きます。ここはいいです。

**○高林修委員長** ほかの会派の方で確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、あと40番のところというお話もありましたが、36番については了承することといたします。

37番については自民党から確認されたいことはありますか。回答ナンバー10に同じになっていますが。

**○鈴木育男委員** ここにナンバー10に同じということを出ている。その前に理由のところ、コミ担の人数が増えるが、業務内容、地域との関わり方を明確にし、強化しなければ人員増の効果が無いという理由の下でこういう答えになっているということですが、ナンバー10のところでコミ担業務を明確にしながら強化していくと。それからまた、必要業務の洗い出しもしっかりと進めていくという、そういうコメントもありましたが、今実際に都市部や、郊外地、中山間地、それぞれのところにコミ担が配置をされているのですが、当然その場所場所によってコミ担の果たす役割の違いだとか、活動の質の違いだとか、なすべきことの違いみたいなものがあると思うのだけれども、そこら辺をこれからしっかりと把握しながらやっていかないと、それぞれの地域に行ったときに、その人が活躍することがなかなかできないと思うのですよ。その辺は今現在である程度把握をされて、何かこんなことをやってみたいみたいな、やらせたいみたいなものは今持っていらっしゃいますか。

**○市民部長** 御指摘いただいたとおり、それこそコミ担それぞれの活動内容ですとかニーズというお話になりますと、まさに協働センターごとに様相があると認識しております。現状とすると所属で各協働センターのコミ担がどんな活動をしている、どういうニーズがあるというお話は、情報として把握しております。ただ、そこを御指摘いただいたように、業務のメニュー化のようなものをどうしていくかというところは正直まだ手がついてない部分でございます。情報として把握はしているのですけれども、やはり協働センターごとにいろいろな状況なり事情なり、お付き合いの深さとか質とかが様々なものですから、まだまとめ切れてないというのが現状でございます。

**○鈴木育男委員** 要するにこれから先、そういったところを一生懸命まとめてもらって、そうでないと職員だって何をどうしていいか、マニュアルはあるけれど、みたいなどころもあるだろうし、そこら辺が絶対人を生かせるパターンになってくると思うものですから、そういう人を増やしていただきたいと、それだけです。そうすれば、地域が変わりますし、中央部や、私どもの郊外地のところではコミ担が果たす役割と、それこそ中山間地域で果たす役割もまるっきり違うと思いますので、そこら辺を全部オールマイティーにいろいろできるコミ担でそういったところを経験して、また行政の中でしっかり活躍できる職員人材を私は育ててもらいたいと思っている。これも行政が得る利益の一つだと思っていますので、そういった面も含めて、しっかりとお願いします。

以上です。

**○高林修委員長** ナンバー37についてはほかに確認されたい会派の方はいらっしゃいますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、ナンバー37についても了承することといたします。

38番、市民クラブさんで確認されたいことはありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** ほかの会派の方で38番、確認されたいことはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高林修委員長** それでは、38番についても了承することといたします。

先ほど自民党のほうからありました39、40ですが、39のところ自民党のほうから確認をされたいことはありますか。

**○太田康隆委員** 2つポツがありますけれども、1つ目の旧市町村単位、各区に存在した団体や組織、商工会であるとか観光協会、食品衛生協会などについては、再編後も各所管課において引き続き対応していくということですので、これについては、時代の経過とともに、その団体組織自体が自ら改組していくということは当然あるでしょうけれども、丁寧に対応していただきたいと思います。これは平成17年の合併のときからも1回様々な地域での組織の改編が行われてきたわけです。そして今があるということ。そういったことも尊重しながらやっていただければと思います。

また、2つ目について、浜北副都心にぎわいづくり協議会、これは区役所がなゆたに移転したことに伴って、浜北区の各種団体が組織して、民間の任意の団体として協議会を設立したと。それに関して区役所のほうもサポートしていただいているわけですが、まさしくこれこそ市民参加型の市民協働の一つの典型的な例だと思います。やはり地域づくりに市民が参加するということは非常に大切なことであって、そういった形で副都心を何とかしていこうということでやっておりますので、行政からの予算的というか、副都心として新たな機能をどんどん付与していくことはなかなか難しいでしょうけれども、こういった活動についてはぜひ地域づくりとして今後も尊重していただきたいと思ひますし、引き続き再編による影響はないということですので、期待していきたく思ひます。

それで、35番もそういったことに影響してくるのですけれども、行政がやっていくこと、行政サービスを提供していくことだけではなくて、地域の企業であったり、地域に住む住民であったりがこのまちを何とかしていこうと思うところから僕はまちづくりが始まっていると思うのですよ。その一番小さな組織というのは家族、それから地縁、向こう三軒両隣、それから単位自治会に広がって、消防団であったり、各種こういった団体に広がっていく。それが合併で言う旧市町村、よりどころは旧市町村であったわけです。平成17年に合併したことによって求心力というのはまずなくなった。それは区に収れんされたのです。だから、その同じ区に住んでいるから何とかしようやという、そういうところが間違いなくあったはずですよ。

今回、区の再編をするということで広がっていくと、その求心力は明らかに弱くなっていく。だから、そのところをどう考えるかということを実は35番で聞いたかっただけですけれども、これはまちづくりの哲学みたいのところになってくるので、回答のしようがないのかもしれませんが、私は市民が物理的にどの辺のエリアを自分の活動範囲と捉えて、その地域のためだったら、本当に全力で自分のパワーを、エネルギーを集中できるかというような、そういうことってあると思うのです。だから、大きくなって中央集権になれば、国が1層構造で地域を治めるというときに、都道府県もない、市町村もなかったら、なかなか地域って力を持ってないはずなので、今回区を少なくするということは中央集権化するわけですから、地域のポテンシャルをどこに求心力を求めたらいいかというのは市としてもぜひ議論していただきたいと思ひてこういう質問を出しました。何か市民部長に聞くのは酷だけれども、今後も継続してこういうことをやはり議論していきますよという、そのぐらひは聞きたいと思ひます。

**○市民部長** 回答が空欄のところに関して、まさに今太田委員がおっしゃっていただいたようなお話かと思ひたのですが、そのところが申し訳ありません、質問内容の中からは明確に読み取りづらいところがあったものですから、まずそこをお伺いしたくてあえて空欄とさせていただいたところで

ございます。

求心力というよりどこはどこにするかというお話になるのかと思うのですが、例えば建物であったり、区長の権限なり、機関としてのありさまだったりということもあるのではないかと考えています。それから、住んでいらっしゃる方々の一体感を求心力の象徴とすると、それは行政が建物を置いたということで急に求心力が生まれてくるということではなくて、やはりそこは新しい区での区民意識を醸成するような仕掛けというのを度重なってやっていながら育んでいくようなものではないかと考えています。区の再編で何かを設置してということよりは、その先にどう取り組んでいくかということが鍵になってくるのかなど。これは個人的な意見ですが、そのように感じています。

**○太田康隆委員** 全国では市町村合併で3300が1700になったのですよね。だから、そういう基礎自治体の大きさというのは様々で、自治体の中心がそこにあるということはまさに地域の住民がそこを、ポテンシャルを集められて、想像以上のことができるということです。だから、区を大きくして、行政サービスの提供体制を変えていくということは、それは時代の趨勢なのかもしれないけれども、誰が地域で力を発揮するのというのは市民なので、そこはぜひ企業も含めて、今後も区の再編の議論と、サービス提供体制と、地域づくりをどうやっていくかという議論につなげてもらいたいと思います。そうしないと、市町村合併をやった意味もないし、区の再編をやっていく意味もないということになってしまつては困るということを指摘しておきたいと思います。

**○高林修委員長** 39番についてほかに確認されたいことはありますか。

**○稲葉大輔委員** 今、35番のことですけれども、太田委員のお話、まさに共感するところというか、市民部長からは確認してから答えるという話がありましたけれども、何となく伝わっていたのであれば自信を持って回答に書いてほしかったと思います。今回、区の再編をするに当たって、市民の不安は再編しても変わらないとへっちゃらに思う人が半分いたとしても、多分半分の方は区役所がなくなつてしまつたらどう変わるのだろうという不安もいまだに持っていると思うのです。それに対して、行政側が市民サービスを低下させないとか、協働センターでコミ担を強化すると言っている以上は、よりどころは区役所がなくなつても行政センターで今までと同じだけしっかりやりますよと。あるいは協働センターを強化するので、今まで以上に協働センターを中心にコミュニティづくりをちゃんとやりますよということは、この時点で言ってほしかったのですが、今後それをどのタイミングではっきり明示していただけるのかは非常に大事なポイントだと思いますので、その点について市民部長の意気込みを教えてください。

**○市民部長** 先ほど申し上げましたとおり、そのところは区役所、それから行政センター、そこは非常に大きな役割を担うことになると思っています。もしくは担わなければならないだろうと思っています。区再編によって、区の数が少なくなるということはエリアが広がるということはあると思いますが、行政センターがこれまでどおり、旧7区のエリアを所管していくという形、これはどの再編案になつても基本的には変わらないと考えておりますので、その中で求心力という、住民の皆さんのよりどころとなるべき建物なのか機能なのか、いろいろあると思いますけれども、そこはきちんと維持していく。それはどの再編案であってもベースかと考えています。

**○稲葉大輔委員** 建物でもあると思いますし、やっぱり分かりやすさは非常に大事で、恐らく変わらないという意味でいくと、今度は行政センター長、前回から何度も職位の話もしていますが、職位が変わつても行政センター長が全て受け止めるぐらいの覚悟を持ってやっていただかないと、多分地域の人は不安になるし、やはり区役所でなければ駄目だという感覚がどうしてもはびこってしまうような気が

します。なので、それは区長と行政センター長と、あるいは協働センター長になるとは思いますが、あと支所長ですかね、それぞれの立場の皆さん方が同じ思いを持って市民の皆さんに向き合っていただけるように、ぜひこれから期待をしたいと思います。

以上、意見でいいです。

**○高林修委員長** ほかに確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** 私のほうから一言。35番に対して回答がないということの当局の戸惑いは分かるのですけれども、よくメリット、デメリットと言われてはいますけれども、数値で表せないメリットというのはまさしくここにはあると思っています。太田委員も稲葉委員も言われたように、求心力とかよりどころ、それを示すことで住民の皆さんに理解が求められると思っていますので、多少抽象的な発言でしたけれども、よろしくをお願いします。

それでは、ほかに39番について確認されたいことはありますか。なければ、39番については了承することといたします。

最後の40番について自民党のほうから確認されたいことはありますか。

**○加茂俊武委員** まさに今、稲葉委員が言ったことがここにも表れていると思います。区長でない駄目なのか、行政センター長で対応できるのかというところで、この回答の中の一番最後、詳細は区割り案の絞り込みに合わせて具体的な内容を整理していくというところを早めに。もしそこが全く行政センターと区役所と同等のサービスを提供していくのであれば、ここを地域力向上事業とか課題解決事業どうなるのだと。ちゃんと予算が行政センターにつくのか、その辺を明確にしたほうが市民は安心するのではないのでしょうか。今答えられないけれども、いつ頃までにはっきりするのか。少なからずとも今7つの区にしっかり振り分けられたものが、今度、2区案だったら2つにしか振り分けられないわけで、それをどうやって行政センターに配分していくのかという問題が出てきます。なので、その辺を現状どういうふうに考えているのか、いつ頃しっかり決めるのか伺います。

**○市民部長** 今御指摘いただいた、例えばの話として地域力向上事業が再編後どうなるのかというお話でございますけれども、基本的な方向性として考えているのは、再編後、区の数が減ってしまったので、地域力向上事業も数として減るのではなくて、これまで7区体制で地域力向上事業をやっているわけですが、基本的に再編後の行政センターにおいても、そこの行政センターが所管するエリアにおける地域力向上事業を立てつけて、区がまとめていくというような形を、要するに今と変わらない形を考えていきたいという方向性を持っています。

**○加茂俊武委員** 例えば、総合行政推進に関する規則を遵守していくということを言っています。区長は部長とかに協力を仰いで、部長は協力しなければいけない。行政センター長にはそれは多分ないと思うのです。そこの差がないように、どこでそういうふうに、差がないと言い切るのは無理だと思うのだけれども、それが心配です。

**○市民部長** 例えば予算の振り分けのお話、地域力向上事業の予算がどこかの行政センターから出る事業について、つかなくなってしまうのではないかというような懸念のお話かと理解するのですけれども、基本的にはそういったことはない形で運営していくにはどうすればいいかを考えていきたいということでございます。

**○加茂俊武委員** そのように例えば専決規定とか、ちゃんとした文章で担保できるのか。今の7区でついている予算を約束しますというのか、専決規定を変えていくのかとか、それによって区の数などの

ぐらいが適正なのかは本当に変わってくると私は思っているので、今後の参考にさせていただきます。

**○高林修委員長** ほかの会派の方で確認されたいことはありますか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** 一応最後のポツは詳細の区割り案の絞り込みに併せて具体的な内容を整理していく、回答を頂くということは、お約束いただいたということによろしいですか。

**○市民部長** はい。

**○高林修委員長** それでは、ナンバー40についてはほかに確認されたいことがなければ、了承とさせていただきます。

それでは、全ての項目について協議が終わりました。

それで、認定項目のうち、④地域づくりにつきましては大枠での協議が整いましたので、認定することといたしますが、ここの地域づくりのところではもうコミュニティ担当職員というのはいかほどのキーワードになっていますし、それから、最後のほうもそうですけれども、了承はいたしましたけれども、当局に対して、こちらから幾つかお問合せすることもありましたので、そのところについてはよろしくお願ひします。継続協議ということではありませんが、当局の皆さんには各委員の御発言について、ぜひとも慎重に検討していただいて、今後の再編の中で決めていきたいと思っていますので、あとタイミングの問題も当然ありますが、それについては今ここでいつまでにとすることはなかなか言えないので、よろしくお願ひします。

それでは、協議事項は一通り終了いたしました。本日までの協議で6月30日に決めましたA、認定項目の承認とB、6案の比較検討の工程を終えたこととなります。

次回の委員会ではC、天竜区の取扱いについて決定することとなっておりますが、この件に関して当局から発言を求められておりますので、御発言願ひします。

今資料を配付しますので、よろしくお願ひします。

[資料配付]

**○鈴木副市長** 今委員長からお話がありました次回8月31日の特別委員会で天竜区の取扱いを協議し、取りまとめられるという予定でございますので、それに向けて改めてこれまで当局から提案させていただいた区の再編案、そしてまたその前提となる天竜区を単独の取扱いにさせていただくということが好ましいということで、その理由等について私から資料に基づいてお話させていただきます。

まず、参考資料の新たな再編案についてというものをお配りいたしました。これは令和元年12月18日に当局から特別委員会に提案した資料でございます。住民投票で3区案が否決された関係で、改めて2区案を提案したものでございまして、この2区案ということにこだわるのではなくて、2区案の前提となる天竜区単独案という形で示しておりますので、その内容、理由等についていま一度お話させていただきますというものです。

それでは、ページをめくっていただいた新たな再編案のところに再編案、北遠と西遠の2区案ということで提案させていただいております。最後のポツのところでございますが、再編と併せて急激な人口減少、林業の成長産業化等、北遠地域の特性に応じた地域政策推進体制を強化すると、こういう目的、狙いもございまして、提案したところでございます。その急激な人口減少等の天竜区の地域特性について、いま一度現状で把握できるいろいろな特徴的な項目を別の資料でお話をさせていただきます。

天竜区の特性についてという資料立てをした中で、1つには社会的、地勢的な状況と生活インフラ、公共サービスの状況と2つの分野におきまして特徴的な項目をピックアップしまして示したものでござ

います。

まず、2のところで、人口、面積でございますが、この項目別一覧の高齢者の人口、そして高齢化率、天竜区につきましては高齢化率45.6%と突出しております。そしてまた、区域面積の中に占める森林面積割合も他の区と比較しまして、断トツに多い72.2%という状況でございます。

次の3を御覧をいただきたいと思いますが、人口減少率についても着目をいたしました。天竜区の平成19年からの減少率でございますが、27.9%という大きな減少率で突出しております。

それから、4のところで地区別の事業所数、従業者数でございます。天竜区は1468事業所、そして就業者数は9975人ということで、下の棒グラフ等で御覧いただきますと、全市の構成比の中で非常に低い事業所数で4.1%、従業員数2.7%というレベルでございますので、こうしたものは産業振興とか今後の雇用環境の充実強化といったものの課題になっていると認識しております。

それから、5番に移りますけれども、道路・橋梁のことでございます。道路延長、河川延長、橋梁数、これを合わせてグラフ化したものでございますが、道路延長だけで言いますと、北区が一番長いわけですが、河川、橋梁数等も含めた状況でございますと、天竜区が突出しているという状況でございます。これらの維持管理がこれからの大きな課題だと認識しております。

それから、6番に移っていただきまして、そうした地理的な特殊な環境もございまして、平成30年度から令和2年度における災害発生状況・対応件数でございます。天竜区はその他の区に比べまして、圧倒的に多数の災害が起こっているということでございます。

次の7番に移っていただきまして、インフラ、公共サービスの中の水道施設、これは中でも給水人口が100人以下の小規模な公設民営の水道施設でございますが、こうした十分な給水サービスが、または整備されていない状況の施設が139もありまして、水害とか災害に非常に弱い状況でございますし、それを維持管理する地域の住民の皆様の高齢化もあいまって、非常に支障が出ているという課題もございます。

それから、もう一つ、医療の点で整理したものでございますが、先ほど冒頭で申しましたように、7区の中で、やはり高齢化率が一番多い天竜区でございます。そうした中で、医療環境をしっかりと確保するために、医師を確保して、また医療サービスを提供させていただいているところでございますが、医師なり歯科医師なり薬剤師お1人がどのくらいの高齢者を支える体制になっているかということでも天竜区がやはり圧倒的に多い状況になっていると。これからもこの脆弱な医療関係をしっかりと強化していかなければならないという課題があると認識しております。

このような幾つか特徴的な項目で資料を見ていただき、お話をいたしましたけれども、やはり天竜区の特異性、特異性、または極めて厳しい社会環境、生活環境でございますので、それらをこれからどう支えていくのか、また地域課題をどう解決していくのかということにつきましては、市を挙げて全市体制で対応して取り組んでいかなければならない大きな課題だと思っております。したがって、これまでも提案してお話ししましたが、天竜区を単独として副市長を配置し、そしてまた現場に即した迅速な行政サービス、または行政課題の解決に向けて取り組むような運営体制が必要だろうと認識しております。

また、中山間地域につきましては、天竜区だけではありませんので、いわゆる同様な中山間地域は北区にもございますし、準じた地域は旧浜松市にもございますので、そうしたものを統括して、一連のバランスのとれた行政サービスを展開するためにも副市長の配置が望ましいと改めてお話しさせていただきます。

そしてまた、何よりも地域自治の確保のためには、やはり地域を代表する市議会議員なり県議会議員なり議員の選出、これができる選挙区が確保できることが望ましいと思っておりますので、そうしたことを総合的に勘案して、天竜区の単独を提案してきたものでございますので、次回の議論に向けてそのことを踏まえて整理されることを臨んでまいります。

説明は以上です。

**○高林修委員長** 副市長からの説明が終わりました。この件に関して質疑・意見があれば伺います。

**○関イチロー副委員長** 提案ですけれども、今まで4項目についていろいろ質問があったわけですが、今回この当局から出された提案についての疑問点、質問点があれば、また従来と同じような形式で取りまとめてお答えいただくことは可能かと思いますが、いかがでしょうか。

**○鈴木副市長** 構いません。また必要なら質問書で回答も準備しますし、当日の委員会でお話しさせていただいても構わないと思っています。

**○関イチロー副委員長** 次回がタイムリミットのところもあるわけですので、質問を整理するためにもそういう方法を取っていただいたらいかがかなと思っておりますけれども、委員長のほうはいかがでしょうか。

**○高林修委員長** 私の考えを述べる前に、ほかにこの御提案についていかがでしょうか。要するに今までと同じで、期日を決めて質問を出して、8月31日前に回答をもらって、31日の委員会に臨むということですよね。ですから、今ここで質疑・意見があればと私は言いましたが、緊急があればですけれども、取りあえずそういうふうな方法でいきたいと思いますかという副委員長の御提案ですから、いかがでしょうか。

**○太田康隆委員** どっちでもいいですけれども、一応運営についてはスケジュールを決めて、8月中に結論を出すということで来ているので、当然天竜区の取扱いについては、それぞれ皆さんがいろいろ今までの資料で考えていることではないかと私は思いますけれども。だから、今運営に関するまた新たな提案というか、動議みたいな形になっているとは思いますが、

そのまま予定どおり、次回、天竜区の取扱いを決めていけばいいと思います。

**○高林修委員長** ほかの会派の方がいかがですか。今の副委員長の御提案について。

**○酒井豊実委員** しっかりと各会派、各委員から質問なり意見をまとめて出してもらってということで、今までどおりさらに深めて、今度は天竜区のことということでありますので、さらに生きた内容が出てくるだろうと思っておりますので、私どももそれでいいだろうと思っています。加えるに、副市長のほうから発言報告がありましたが、まさに私自身の生活空間、生活そのものとして改めて聞いておりました。とりわけ水の問題、飲料水供給施設の問題ではちょうど私は集落の飲水の8月が当番なものですから、寝ても覚めても水の確保という点では気を配って動いていると。言ってみれば市の水道部の職員ではないけれども、最末端の水道管理者ということで動いているわけで、それは天竜区あるいは北区にある飲水の施設の受水者あるいは組合員の皆さんがみんなそういうことだと思っております。まさに自分の命、暮らしを守るためにみんなが頑張っているという姿がありまして、ここに数字としては5とか139とか144とありますけれども、その内容でぜひ今後議論をして深めていただきたいと思っていますし、深める立場での質問というか、それも出していきたく思っておりますので、意見です。

**○鈴木副市長** 誤解されているところもありますが、私は今回、あえてこの場で改めて申し上げたのは、31日の次回の会議で結論をしっかりとまとめていただくということを促進するために、より具体的な市が提案した単独案についての内容を説明させていただいたわけで、2区案を提案したということと言

っているわけではないということで、今日、説明した資料は最近のデータに置き換えただけで、内容的な特徴、そのことについては今までも市側から、または皆さんが議論なされた項目と内容なので、目新しい話はないと思っています。

とにかく31日に決定していただくために、あえてお願いも含めてお伝え、お話をしたということでございます。

**○高林修委員長** 今の副市長の説明どおりだと認識しています。2区案を提案していることでないということだし、案として天竜区単独にするかしないかということで当局の考え方を示してもらったということなので……、さっきの話に戻るのですが、例えば当局にどういう質問をすることが想定されるのでしょうか。

**○岩田邦泰委員** 市民クラブとすると、質問項目はあってもいいですけども、質問を出すことは多分ないなというところです。

**○松下正行委員** 今日、副市長が提案していただいたものを会派に持ち帰って、会派でしっかり議論して、31日に各会派の意見を聞きながら議論して、最終的にまとめるということでいいと思いますけれども、あえて質問がある方は出してもらっても、それは駄目だとは言わないと思いますけれども。

**○高林修委員長** それでは、独断になりますが、委員会として取りまとめなくてもいいと思っていますので、もし質問があれば個々にしていただきます。

今日今説明をいただいたことについての質疑・意見は特にございませんか。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、委員の皆様におかれましては、これまでの議論を踏まえ、会派としての考えを整理して、次回の委員会に臨んでいただきたいと思います。天竜区の取扱いについて今回は決めていきたいと思っていますので、よろしくお願います。

次回は、8月31日火曜日、午後2時から予定しておりますので、御承知おきください。

以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

16:47